

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いの町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高知県いの町長

公表日

令和6年11月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	・母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①相談支援に関する事務 ②保健指導に関する事務 ③新生児の訪問指導に関する事務 ④健康診査に関する事務 ⑤妊娠の届出に関する事務 ⑥母子健康手帳の交付に関する事務 ⑦妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑧低体重児の届出に関する事務 ⑨未熟児の訪問指導に関する事務 ⑩養育医療の給付又は費用に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

母子保健ファイル、未熟児養育医療ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ・別表70項
--------	----------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80、95項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	ほけん福祉課
②所属長の役職名	ほけん福祉課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	いの町役場総務課 (住所)〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1 (電話番号)088-893-1113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	いの町役場総務課 (住所)〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1 (電話番号)088-893-1113
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証によって限定しており、年度ごとにアクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録しており、不正なアクセスがないよう対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証によって限定しており、年度ごとにアクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録しており、不正なアクセスがないよう対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	ほけん福祉課長 筒井 誠人	ほけん福祉課長 澁谷 幸代	事後	
令和2年6月15日	I .4.②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 【情報提供の根拠】 第19条第7号 別表第二 26、56-2、87項 【情報照会の根拠】 第19条第7号 別表第二 70項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第19、30、44条 【情報照会の根拠】 第39条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 【情報提供の根拠】 第19条第7号 別表第二 26、56-2、69-2、87項 【情報照会の根拠】 第19条第7号 別表第二 69-2、70項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第19、30、38-3、44条 【情報照会の根拠】 第38-3、39条	事後	
令和4年4月1日	I .1.②特定個人情報ファイルを取り扱う事務	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 番号制度においては、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査の実施及び勧奨、母子健康手帳の交付、妊婦健診を受けることの勧奨、低体重児の届出及びその審査、未熟児の訪問指導の実施、養育医療の給付決定に係る事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・母子健康手帳の交付、母子保健法による健康診査、新生児訪問、保健指導、未熟児養育医療の給付決定に関する事務	・母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務 ⑨養育医療の給付又は費用の徴収に関する事務	事後	
令和4年4月1日	I .1.③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和4年4月1日	I .4.②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 【情報提供の根拠】 第19条第7号 別表第二 26、56-2、69-2、87項 【情報照会の根拠】 第19条第7号 別表第二 69-2、70項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第19、30、38-3、44条 【情報照会の根拠】 第38-3、39条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 【情報提供の根拠】 第19条第8号 別表第二 26、56-2、69-2、87項 【情報照会の根拠】 第19条第8号 別表第二 69-2、70項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】 第19、30、38-3、44条 【情報照会の根拠】 第38-3、39条	事後	法改正に伴う変更(号ずれ)
令和4年4月1日	I .5.②所属長の役職名	ほけん福祉課長 澁谷 幸代	ほけん福祉課長	事後	
令和6年10月29日	I .1.②特定個人情報ファイルを取り扱う事務	・母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導に関する事務 ⑨養育医療の給付又は費用の徴収に関する事務	・母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①相談支援に関する事務 ②保健指導に関する事務 ③新生児の訪問指導に関する事務 ④健康診査に関する事務 ⑤妊娠の届出に関する事務 ⑥母子健康手帳の交付に関する事務 ⑦妊産婦の訪問指導に関する事務 ⑧低体重児の届出に関する事務 ⑨未熟児の訪問指導に関する事務 ⑩養育医療の給付又は費用に関する事務	事後	法改正に伴う変更(追加)
令和6年10月29日	I .3個人番号の利用	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一 49項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条	・番号法第9条第1項 ・別表70項	事後	法改正に伴う変更(項ずれ) 主務省令の記載の削除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月29日	I.4.②情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 【情報提供の根拠】 第19条第8号 別表第二 26、56-2、69-2、87項 【情報照会の根拠】 第19条第8号 別表第二 69-2、70項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 【情報提供の根拠】 第19、30、38-3、44条 【情報照会の根拠】 第38-3、39条	・番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80、95項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96項	事後	法改正に伴う変更（項ずれ等）